

社会・援護局関係主管課長会議資料

平成25年3月11日（月）

社会・援護局総務課

目 次

頁

(重点事項)

1	矯正施設退所者の地域生活定着促進事業の推進について	3
2	ひきこもり対策推進事業の推進について	7
3	災害救助等について	20

(連絡事項)

1	社会福祉事業功労者に対する厚生労働大臣表彰について	33
2	共同募金運動について	34

(参考資料)

1	平成25年度予算(案)の概要	39
2	平成25年度社会・援護局関係主要行事予定<社会関係>	45
3	福祉避難所指定状況	46
4	義援金の早期配分に係る取組状況	48

重 点 事 项

1 矯正施設退所者の地域生活定着促進事業の推進について

(1) 事業概要

- 矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院）退所者のうち、高齢又は障害を有する者については、福祉的支援が必要であるにもかかわらず、必要とする福祉サービス等を受けていない人が少なくない状況や、親族等の受入先を得られないまま矯正施設を退所する高齢者、障害者も数多く存在することが明らかになっている。
- このため、平成21年度から「地域生活定着支援事業」を実施し、矯正施設に入所中の段階から、福祉サービス等につなげる支援を実施する「地域生活定着支援センター」を各都道府県に設置している。

(2) 「地域生活定着支援センター」の設置状況

- 平成23年度末に全国47都道府県に設置完了し、これによって全国的な広域調整が可能な体制となった。

(3) 「地域生活定着促進事業」の実施

- 従来は、矯正施設退所までの帰住先の調整業務が中心であり、退所後の定着支援は十分に実施されてこなかった。平成24年度からは、矯正施設退所後のフォローアップ、相談支援まで支援を拡大・拡充することとし、入所中から退所後まで一貫した相談支援を行い、地域への継続的な定着をより促進する「地域生活定着促進事業」を実施している。そのため、センター1か所あたり、国庫補助額を増額（1700万円→2500万円へ増額）し、人員の増員をはかっている。

平成25年度も同額（2500万円）の上限額とするので、まだ事業費を増額せず、人員の体制を強化していない自治体におかれては、早急に事業費の増額やネットワーク構築の支援等によって、センター機能の拡充・拡大を行い、一層積極的な取り組みをお願いしたい。

(事業費を2500万円に未増額の自治体(平成24年度末時点))

岩手県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、三重県、京都府、大阪府、奈良県、鳥取県、岡山県、徳島県、香川県、高知県、熊本県、大分県、宮崎県、沖縄県

○ 地域生活定着促進事業での地域生活定着支援センターの主な業務

① コーディネート業務

保護観察所からの依頼に基づき、矯正施設の入所者を対象として受入先となる社会福祉施設等のあっせんや福祉サービスの申請支援等を行う。

② フォローアップ業務

矯正施設退所後、矯正施設退所者を受け入れた施設等に対し、処遇上の助言を行い、また対象者のケア会議を開催し、退所後の支援について協議するなど必要な支援を行い、矯正施設退所者の施設等への定着を図る。

③ 相談支援業務

矯正施設退所者等に対し、地域の福祉サービス等の利用に関して、本人又はその関係者からの相談に応じ、面接、助言、訪問などその他必要な支援を行い、地域への継続的な定着を図る。

(4) 予算案の内容

○ 本事業は、「セーフティネット支援対策等事業費補助金(250億円)」のメニュー事業として実施する。

ア 補助基準額

センター1ヶ所あたり、2500万円以内

イ 補助率

定額(10/10相当)

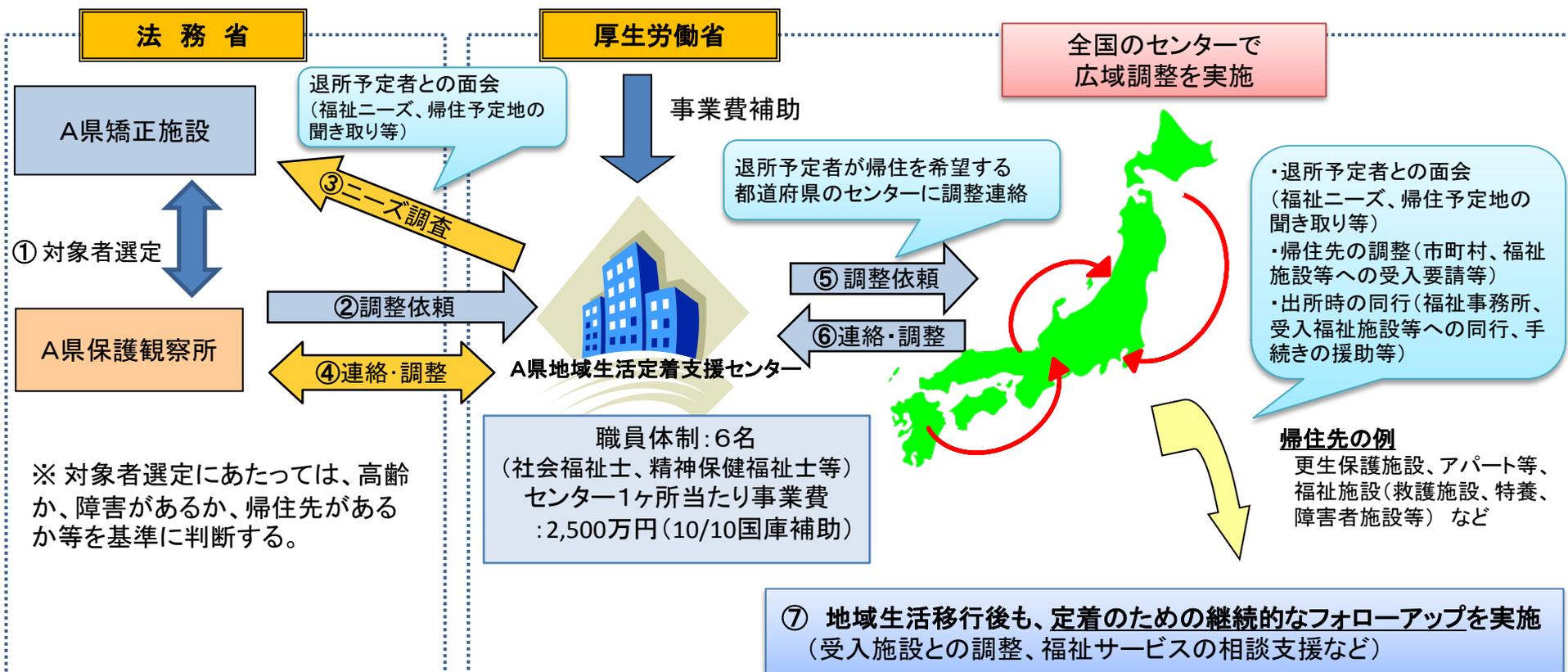
(参考) 関連通知

- 刑事施設、少年院及び保護観察所と地方公共団体、公共の衛生福祉に関する機関等との連携の確保について（平成21年4月1日付法務省保観第206号、社援発第0401019号）

- 「地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針」について（平成21年5月27日付社援総発第0527001号）

地域生活定着促進事業

- 平成21年度より、高齢又は障害により支援を必要とする矯正施設退所者に対して、保護観察所と協働し退所後直ちに福祉サービス等につなげる「地域生活定着支援センター」の整備を実施。
- 平成23年度末に全国47都道府県への整備が完了し、平成24年度からは全国での広域調整が可能に。
- 地域生活定着センターでは、①入所中から帰住地調整を行うコーディネート業務、②福祉施設等へ入所した後も継続的に支援するフォローアップ業務、③地域に暮らす矯正施設退所者に対して福祉サービスの利用等に関する相談支援業務を実施。受入先に帰住
(平成23年度は延べ1041名のコーディネートを実施し、うち500名が受入先に帰住)



2 ひきこもり対策推進事業の推進について

(1) 事業の主旨及び概要

- ひきこもり対策に係る取組として、平成21年度から、「ひきこもり対策推進事業」を実施し、ひきこもりに特化した専門相談窓口としての機能を有する「ひきこもり地域支援センター」の設置を推進している。
- 本センターは、ひきこもり状態にある本人やその家族が、地域の中でまずどこに相談したらよいかを明確にすることによって、支援により結びつきやすくすることを目的したものである。本センターに配置される「ひきこもり支援コーディネーター」を中心に、電話・来所・訪問等による相談に応じ、保健所、医療機関、地域若者サポートステーション等の地域における関係機関とのネットワークの構築や、ひきこもり対策に関する情報を広く提供する役割を担う。
- さらに、平成25年度からは、ひきこもり対策を一層推進するため、ひきこもり状態にある本人やその家族に対するきめ細かで継続的な相談支援や早期の把握が可能となるよう、①「ひきこもりサポーター養成研修事業」、②「ひきこもりサポーター派遣事業」を新たに実施する。

(2) 「ひきこもり地域支援センター」の設置状況

- 平成25年2月末時点において、全国の都道府県・指定都市のうち、36の自治体において、「ひきこもり地域支援センター」が38ヶ所設置されている。
- ひきこもり対策の充実を図るためには、ひきこもり対策に特化した「ひきこもり地域支援センター」が必要であると考えており、センターを設置していない自治体におかれては、本事業を活用し、本センターを設置することについて、積極的な取り組みをお願いしたい。

(センター未設置自治体（平成25年2月末時点）)

青森県、宮城県、秋田県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、新潟県、福井県、石川県、山梨県、岐阜県、静岡県、三重県、兵庫県、奈良県、島根県、岡山県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、沖縄県、札幌市、千葉市、相模原市、静岡市、京都市

※ 各自治体独自の取組としてひきこもり対策を実施している自治体も含まれる。

(3) ひきこもりサポーター養成研修・派遣事業の実施（新規事業）

- ひきこもり対策においては、ひきこもり状態の長期化、ひきこもり状態にある本人やその家族の高齢化、それに伴うひきこもり本人やその家族からの多様な相談にきめ細かく対応できていないのではないか、当事者による支援（ピアサポート）や訪問等が十分に行われていないのではないか、等の課題がある。

従来から、ひきこもり等の状態にある児童（18歳未満）及びその家庭に対しては、雇用均等・児童家庭局において、「ふれあい心の友訪問援助事業」が実施されており、大学生等（メンタル・フレンド）を派遣し、支援を行ってきたところであるが、ひきこもり状態にある本人の高齢化に伴い、支援対象の範囲の拡大が求められているところである。

- そのため、平成25年度より、地域に潜在するひきこもりを早期に発見し、ひきこもりを抱える家族や本人に対するきめ細かな支援が可能となるよう、継続的な訪問支援等を行う「ひきこもりサポーター」（ピアサポート等含む）を養成し、派遣する事業を新たに行う。

① ひきこもりサポーター養成研修事業（実施主体：都道府県及び指定都市）

ア．養成研修

対象者：ひきこもり本人や家族等に対するボランティア支援に関心のある者

例) ひきこもり状態から回復した者やその家族、民生委員等

研修内容：支援に係る基本的な知識修得のための研修を年1～3回程度開催。

(修了者のスキルアップのための継続研修の開催も可能)

イ. サポーター登録・名簿管理

研修修了者を対象に、サポーターとして活動することを同意した者を名簿に登録し、管理する。名簿は、「ひきこもりサポーター派遣事業」を実施する市町村へ提供し、派遣調整の際に活用する。

※ 事業経費としては、養成研修の開催費用、名簿管理費用等を想定。

② ひきこもりサポーター派遣事業（実施主体：市町村（特別区含む））

ア. ひきこもりサポーター派遣

派遣内容：月1～2回程度の訪問支援、家族を中心とした茶話会の開催等による情報共有の場の提供等の支援を継続的に実施。

イ. 名簿管理

養成研修の実施主体からサポーター名簿の提供を受け、その管理を行う。

ウ. 派遣調整、助言及び指導

サポーター派遣開始後は、サポーターからの報告を継続的に受け、関わり方の助言・指導を継続的に行う。

※ 事業経費としては、支援検討会議や茶話会の開催費用、名簿管理費用等を想定。また、ひきこもりサポーターはボランティアとしての派遣であるが、交通費等の実費相当分を支払うことは可能である。

都道府県・指定都市におかれては、本事業をご活用いただくとともに、管内市町村に対して事業の積極的な活用を働きかけいただくよう、お願いしたい。

（4）訪問支援による相談機能の充実について

平成22年5月に公表された「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」において、家庭訪問を中心とする支援が有効な支援法とされたことから、平成23年度から、訪問支援機能の充実のため、事業費を増額し他ところであるので、積極的な訪問支援の実施について、御配意願いたい。

(5) 予算案の内容

- 本事業は、「セーフティネット支援対策等事業費補助金（250億円）」のメニューとして実施する。ひきこもり対策担当部局が別部局の場合は、本件の周知等についてお願いしたい。

また、事業内容の詳細については、平成24年4月12日付事務連絡「ひきこもり対策推進事業に係る質疑応答集」も併せてご参照いただきたい。

○ 補助基準額

ア ひきこもり地域支援センター設置運営事業【既存事業】

- ・ 児童期又は成人期のセンター（1ヶ所当たり）

1000万円以内（補助額500万円以内）

- ・ 児童期・成人期を兼ねるセンター

ひきこもり支援コーディネーターを4名以上（専門職2名以上）配置、

2000万円以内（補助額1000万円以内）。

ひきこもり支援コーディネーターを2名以上4名未満（専門職1名以上）配置

1000万円以内（補助額500万円以内）

イ ひきこもりサポーター養成研修・派遣事業【新規事業】

事業の実施に必要な経費

- ※ 事業内容は別添の【資料1】（ひきこもり対策推進事業実施要領（案））をご参照いただきたい。

○ 補助率

1/2

(6) その他

- ひきこもり支援技術の向上、情報の共有、研究協議を目的として、「ひきこもり地域支援センター全国連絡協議会（事務局：和歌山県精神保健福祉センター内）」が平成23年12月に発足された。センター設置自治体及び未設置自治体におかれても、本全国連絡協議会の実施する事業に積極的に参加するなど、特段の御配意を

願いたい。

- ひきこもり施策に関連する部局は、医療、教育、福祉、及び青少年育成等、多岐にわたるため、各自治体におかれては、関係部署との連携に御配意願いたい。

なお、自治体において関係部署との連携体制の構築を実現している例については、平成23年5月に各都道府県・指定都市宛てに配布した「ひきこもりに関する相談・支援事例集」に掲載されているのでご参照いただきたい。

(参考1)

「子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）」（平成22年4月施行）は教育、福祉、雇用など各関連分野にわたる施策を総合的に推進するとともに、ニートやひきこもりといった生活上の困難を抱える若者への支援を行うための「子ども・若者支援地域協議会」等の地域ネットワークづくりの推進を図る内容としている。

本事業の「ひきこもり地域支援センター」は、「子ども・若者支援地域協議会」を構成する機関とされているため、本協議会に積極的に参加し、各関連分野との連携を進めていただきたい。

(参考2)

「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」

厚生労働科学研究「思春期のひきこもりをもたらす精神科疾患の実態把握と精神医的治療・援助システムの構築に関する研究」（研究代表者 齊藤万比古）

http://www.ncgmkohndai.go.jp/pdf/jidouseishin/22ncgm_hikikomori.pdf

ひきこもり対策推進事業実施要領（案）

第 1 目的

本事業は、ひきこもり対策を推進するための体制を整備し、ひきこもり本人や家族等を支援することにより、ひきこもり本人の自立を推進し、本人及び家族等の福祉の増進を図ることを目的とする。

第 2 ひきこもり地域支援センター設置運営事業【既存事業】

1 趣旨

本事業は、各都道府県・指定都市に、ひきこもりに特化した第 1 次相談窓口としての機能を有する「ひきこもり地域支援センター」（以下「センター」という）を整備し、より支援に結びつきやすくするものである。

本センターに「ひきこもり支援コーディネーター」を配置し、ひきこもりの状態にある本人や家族からの電話、来所等による相談に応じ、適切な助言を行うとともに、家庭訪問を中心とするアウトリーチ型の支援を行うものである。また、地域における関係機関とのネットワークの構築や、ひきこもり対策にとって必要な情報を広く提供する役割を担うなど、ひきこもり本人の自立を推進し、対象者の福祉の増進を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県及び指定都市とする。

ただし、事業に必要な設備を備え、適切な運営が確保できると認められる民間団体等（社会福祉法人、NPO 法人等）に、事業の全部又は一部を委託することができる。

3 事業内容

事業の内容は、次に掲げるものとする。

(1) センターの設置

ア 設置か所数

センターは、都道府県及び指定都市に原則各2か所設置し、児童期・成人期に応じた適切な相談等の支援が行える体制を整備する。

なお、か所数は、児童期1か所、成人期1か所の計2か所を基本とするが、地域の実情に応じて、1のセンターで児童期・成人期を兼ねることは差し支えない。

イ 名称

センターの名称は、「ひきこもり地域支援センター」とするなど、ひきこもり対策の実施機関であることがわかるものとする。

(2) センターの事業内容

ア ひきこもり本人又は家族等（以下「対象者」という）からの相談

対象者からの電話、来所等による相談に応じ、適切な助言を行うとともに、家庭訪問を中心とするアウトリーチ型の支援を行うものとする。

また、対象者の相談内容等に応じて、医療・保健・福祉・教育・労働等の適切な関係機関へつなぎ、当該機関と情報交換を行うなど、対象者の支援の状況把握に努めるとともに、適切な支援方法について検討を行うものとする。

イ 連絡協議会の設置

対象者の相談内容等に応じた適切な支援を行うことができるよう、医療・保健・福祉・教育・労働等の関係機関からなる連絡協議会を設置し、情報交換等各機関間で恒常的な連携が確保できるよう努める。

なお、関係機関からなる既存の連絡協議会等を活用することは差し支えない。

ウ 情報発信

リーフレットの作成等により、ひきこもりに関する普及啓発を図るとともに、センター利用及び地域の関係機関・関係事業に係る広報・周知を行うなど、ひきこもり対策に係る情報発信に努める。

エ その他のひきこもり対策推進事業

上記アからウまでの事業以外でひきこもり対策の推進を目的とした事業を実施する。

(3) 実施体制

ア ひきこもり支援コーディネーターの配置

センター1か所当たり、原則、ひきこもり支援コーディネーターを2名以上配置するものとし、このうち専門職を1名以上配置するものとする。

専門職は、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等の資格を有する者とする。ただし、これによりがたい場合はこれらと同等に相談等業務を行うことのできる者とする。

イ センターの開所日

原則、週5日以上、1日8時間、週40時間を目安として開所することとし、相談等ができる体制をとる。

4 対象者

(1) 児童期のセンターの対象者

原則、ひきこもり本人が18歳未満の対象者とする。

(2) 成人期のセンターの対象者

原則、ひきこもり本人が18歳以上の対象者とする。

5 実施上の留意事項

(1) 秘密の保持（利用者の個人情報の取扱）

本事業の実施に携わる職員は、利用者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報は、業務目的以外で他に漏らしてはならないこと。特に利用者の個人情報を入手する場合には、支援のために関係機関へ個人情報の提供がありうる旨を説明した上で、利用者の了承を得ておくものとする。

また、利用者の同意が得られない場合等は、利用者とは十分相談の上、情報を取り扱う。

(2) センター間の連携

児童期のセンター及び成人期のセンターの間の連携についても、利用者の継続的な事業利用が円滑に行われるよう特に留意する。

第3 ひきこもりサポーター養成研修・派遣事業【新規事業】

1 趣旨

本事業は、ひきこもり対策を推進するため、ピアサポートを含む「ひきこもりサポーター」（以下「サポーター」という）を養成・派遣し、地域に潜在するひきこもりを早期に発見し、適切な支援機関に早期につなぐことで、ひきこもりからの脱却の短期化を目指す。また、サポーターによる対象者へのきめ細やかで継続的な相談支援によって、ひきこもり本人の自立を推進し、対象者の福祉の増進を図ることを目的とする。

2 ひきこもりサポーター養成研修事業

(1) 実施主体

実施主体は、都道府県及び指定都市とする。

ただし、事業に必要な設備を備え、適切な運営が確保できると認められる民間団体等（社会福祉法人、NPO法人、家族会等）に、事業の全部又は一部を委託することができる。

(2) 事業内容

事業の内容は、次に掲げるものとする。

ア 養成研修

実施主体は、ひきこもり本人や家族等に対するボランティア支援(ひきこもりからの回復者や家族等によるピアサポート活動を含む)に関心のある者を対象に、ひきこもりに関する基本的な知識(ひきこもりの概要、支援方法、支援上の注意点等)を修得させる「ひきこもりサポーター養成研修」を行う。

イ サポーター登録・名簿管理

研修修了者を対象に、サポーターとして活動することを同意した者を名簿に登録し、管理する。同意の確認は、署名(様式は各実施主体で作成)による。

当該名簿は、「ひきこもりサポーター派遣事業」を実施する市町村(実施予定市町村も含む)へ提供し、派遣調整の際に活用する。

(3) 実施上の留意事項

ア 秘密の保持(個人情報の取扱)

本事業の実施に携わる職員は、研修修了者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報は、業務目的以外で他に漏らしてはならない。

また、研修修了者にサポーターとして活動することの同意を得る際には、サポーターとして登録された者の個人情報が「ひきこもりサポーター派遣事業」を実施する市町村(実施予定市町村も含む)に提供される旨を十分説明した上で、同意の署名を得る。

イ 養成研修

養成研修の実施に当たっては、「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」(平成22年度厚生労働省公表)等を参考に、講義やグループワークの形式等を活用し、ひきこもり支援を効果的に学べる

よう配慮すること。なお、必要に応じて継続研修を実施する等、修了者のスキルアップにも配慮する。

ウ 市町村との連携

サポーター名簿の管理につき、市町村との連携を図り、サポーターの派遣が円滑に行われるよう留意すること。

また、市町村から、サポーター派遣に当たっての技術的相談があった場合には、サポーターに継続研修を実施する等の他、市町村に技術的助言・指導を実施し、支援体制の充実を図る。

3 ひきこもりサポーター派遣事業

(1) 実施主体

実施主体は、市町村（特別区含む）とする。

ただし、事業に必要な設備を備え、適切な運営が確保できると認められる民間団体等（社会福祉法人、NPO法人、家族会等）に、事業の全部又は一部を委託することができる。

(2) 事業内容

事業の内容は、次に掲げるものとする。

ア ひきこもりサポーター派遣

実施主体は、対象者が支援を希望した場合には、サポーターを選定し、サポーターによる訪問支援、情報の提供等の支援を継続的に実施する。派遣に当たっては、対象者及びサポーターに、派遣目的、活動計画、活動内容を明確にし、双方の同意を得る。

なお、対象者から派遣の中止及び終了の希望が示された場合には、速やかに中止及び終了する。

また、サポーターは地域に潜在するひきこもりの発見に努め、発見した場合には実施主体に相談し、必要な支援を実施する。

イ 名簿管理

実施主体（実施予定含む）は「ひきこもりサポーター養成研修事業」の実施主体からサポーター名簿の提供を受け、その管理を行う。

名簿の提供を受けた実施主体は、名簿に登録された者がひきこもりサポーターとして活動する意向があることを再度確認した上で、名簿を管理する。

ウ 派遣調整、助言及び指導

対象者がサポーターによる支援を希望した場合には、支援目的等を確認の上、サポーターを選定する。

サポーター派遣を開始した後は、サポーターからの報告を継続的に受け、サポーターに対して対象者への関わり方の助言及び指導を継続的に行い、本事業が適切に運用されるよう配慮する。また、必要であればサポーターに継続研修を実施する等、適切な運用に配慮する。

（３）実施上の留意事項

ア 養成研修の実施

市町村が本事業を実施する上で、当該都道府県で「ひきこもりサポーター養成研修事業」が実施されていない場合は、当該市町村において養成研修を実施することも可能である。なお、実施に当たっては、事前に社会・援護局総務課に相談されたい。

イ 派遣時の同意

本事業では、対象者からの支援の希望を受けて派遣が開始されるが、派遣開始に当たっては、事前に対象者の同意を得た上で調整を開始することに留意する。

ウ 事故等への対応

派遣時の事故等につき、発生時の対応及び報告体制を整えておくことに留意する。

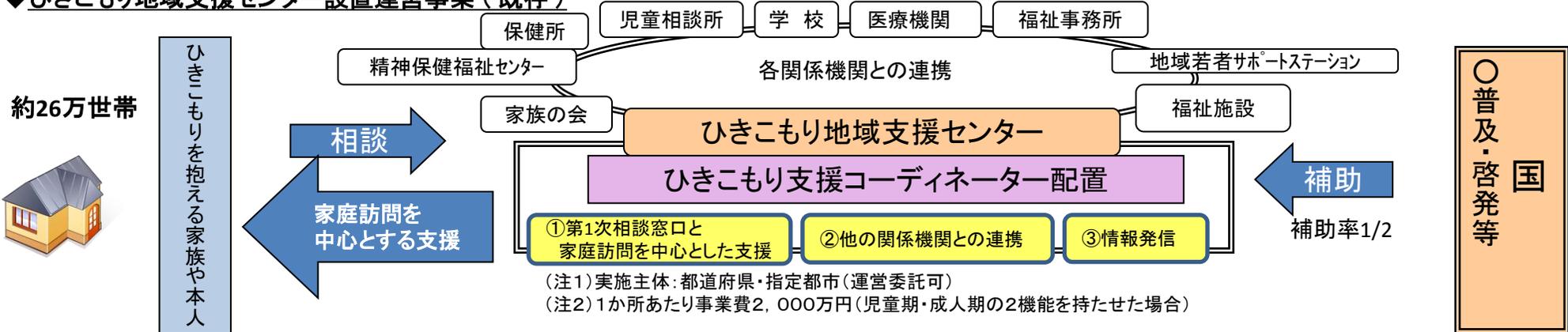
ひきこもり対策推進事業の拡充

平成25年度予算案 : セーフティネット支援対策等事業費補助金250億円の内数

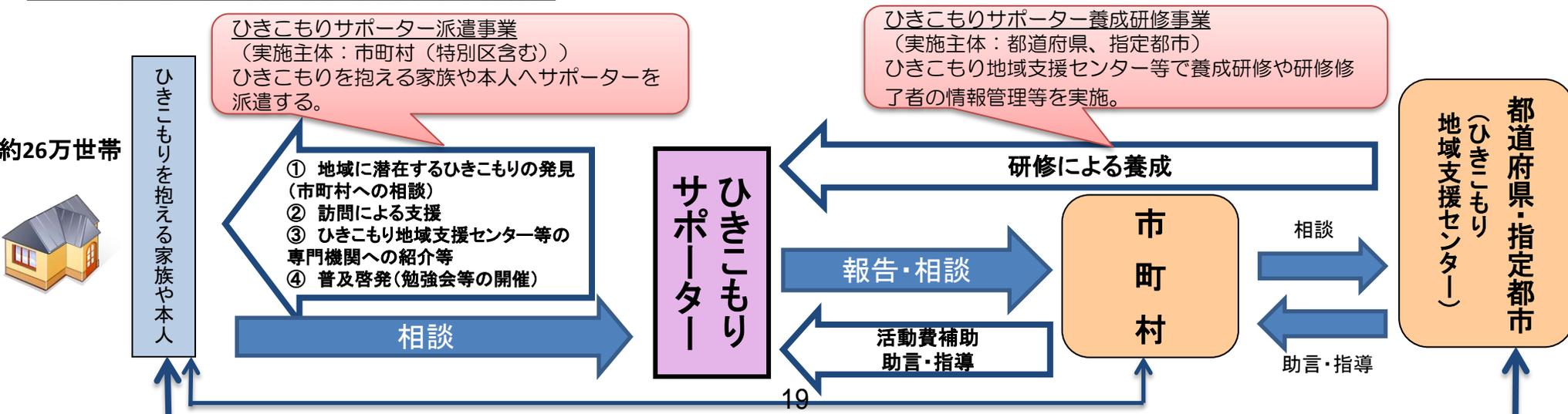
【要求要旨】

- 各都道府県・指定都市に、ひきこもり本人や家族等からの相談等の支援を行う「ひきこもり地域支援センター」を平成21年度から整備(平成25年2月現在:38ヶ所設置済み)してきたが、今後さらに設置を促進する必要がある。
- ひきこもりに関しては、ひきこもりの長期化・高齢化や、それに伴うひきこもりを抱える家族や本人からの多様な相談にきめ細かく対応できていないのではないか、当事者による支援(ピアサポート)や訪問などが十分に行われていないのではないか、等の課題がある。
- そのため、地域に潜在するひきこもりを早期に発見し、ひきこもりを抱える家族や本人に対するきめ細やかな支援が可能となるよう、継続的な訪問支援等を行う「ひきこもりサポーター」(=ひきこもり家族等の当事者(ピアサポート)等含む)を養成し、派遣する事業を行う。

◆ひきこもり地域支援センター設置運営事業(既存)



◆ひきこもりサポーター養成研修・派遣事業(新規)



3 災害救助等について

はじめに

近年、風水害や地震など様々な災害が見舞われているところであるが、こうした中、各都道府県におかれては迅速な応急救助の対応をしていただき、感謝申し上げます。

また、東日本大震災については、被災県・被災市町村のご尽力はもとより、被災県を応援いただいている各都道府県等におかれても、避難された被災者の受け入れを行っていただいていることに、改めて感謝申し上げます。引き続き、一日も早い復興に向けて、ご尽力、ご協力をいただくとともに、仮設住宅の適切な入居管理等をお願いします。

(1) 災害発生時の実施体制の強化について

平成24年度は、これまでに5月の竜巻災害を始めとして、九州北部豪雨や台風、大雪などによる自然災害が発生し、各地に甚大な被害をもたらした。（平成25年3月4日現在、6つの災害で延べ12道府県43市町村に災害救助法を適用）

こうした背景を踏まえ、今後起こりえる災害の発生を想定し、以下の点に留意しつつ、応急救助等の実施体制について、より一層の取組強化をお願いします。

ア 被害状況の迅速な把握について

被害状況は、災害救助法の適用判断の基礎となるだけでなく、救助の早期実施や、救助の種類、その程度、方法及び期間等の決定に重要な情報であることから、その状況把握を迅速に行われたい。

ここで言う被害状況には、単に死傷者数等の人的被害や住家の全壊・半壊等の物的被害など実際に生じたものだけでなく、発生している災害により多数の者が生命又は身体に危害を受けるおそれが生じていないか、更に継続的に救助を必要としている状況ではないかという見込みの状況も含む情報である点に留意されたい。

そのため、市町村の被害状況の把握方法について、前述の留意点を踏

まえ、情報収集・連絡手段等の方法を再検討するとともに、常日頃から都道府県への被害状況等の迅速な報告を徹底し、その情報を元に法の適用を検討すること。

イ 避難所の運営等について

避難所の設置期間の長期化が見込まれる場合は、次の設備や備品等を整備し、プライバシーの確保、暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保等、生活環境の改善対策を講じること。

なお、平時より購入による整備の他、必要に応じてリース等の活用も図るとともに、関係事業者等と協定を結ぶなど事前準備を図られたい。

- ① 簡易ベッド類・畳・マット・カーペット等
- ② 間仕切り用パーティション
- ③ 冷暖房機器、テレビ、ラジオ
- ④ 仮設洗濯場（洗濯機・乾燥機含む）・簡易シャワー・仮設風呂等
- ⑤ 仮設トイレ（高齢者、障害者等の災害時要援護者が使いやすい洋式の仮設トイレ（ポータブルトイレ含む）を必要に応じて設置すること）

また、女性用の更衣室や授乳室の設置など、女性のニーズや視点を取り入れるなどの工夫をする。

ウ 福祉避難所の設置・推進について

高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等にあつては、一般の避難所では生活に支障をきたすことがあるため、それらの者に特別に配慮した避難所として、福祉避難所の設置及びその推進が求められているところである。

福祉避難所については、その設置・活用の促進のため「福祉避難所設置運営に関するガイドライン」（平成20年6月）をお示ししている。平成24年9月末時点の調査では、合計で11,254か所（平成23年3月末時点※7,546か所）の施設が指定され、1か所以上指定済の市町村割合は56.3%（同41.6%）となり、前回調査より14.

7%増えた。（調査結果は、市町村毎の詳細なデータを含め、厚生労働省のHPに掲載）

都道府県におかれては、同ガイドラインを参考として、改めて、管内市町村に対して、次の事項について留意しつつ、福祉避難所の事前指定の推進に向けた取組みをお願いしたい。

また、福祉避難所に適した施設と人材の確保についても、広域的な視点での調整を図りつつ、管内市町村への支援をお願いする。

- ① 量的確保のため、あらかじめ適切な施設（具体的には、耐震、耐火、鉄筋構造を備え、バリアフリー化された施設）の指定や介助員等の派遣の体制について関係団体と協定を結ぶなど事前準備を進められたいこと。
- ② 災害時要援護者の生活必需品である、紙おむつ、ストーマ用装具等消耗器材、要援護者向け食料等について、平時から、備蓄又その提供方法等について関係団体等との協定を結ぶなど事前準備を進められたいこと（なお、県の災害救助基金により、これらの備蓄が可能である。）。
- ③ 福祉避難所を設置した場合、災害救助法による国庫補助対象として、次のような実費を加算できること。

（ア）概ね10人の対象者に1人の相談等に当たる介助員・手話通訳等の配置

（イ）高齢者、障害者等に配慮したポータブルトイレ等の器物の費用

（ウ）要援護者の日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材、食事の費用

なお、社会福祉施設への緊急入所、緊急ショートステイ等による対応で生じる費用については、介護保険制度等による対応となるため、法による救助の対象とはならないので留意願いたいこと。

(参考) 東日本大震災における福祉避難所の課題等

- 急遽、福祉避難所に指定した避難所は、避難者の日常生活に必要な機能、設備（ベッド、車イス、杖等）が十分ではなく、避難者に少なからぬ負担をかけた。
 - 生活支援物資の備蓄を進める必要がある。
- 福祉避難所における医療・福祉職員の確保・配置や避難者の病院通院への交通手段の確保等について、担当部署が体制を構築するまでに時間を要した。
 - 防災・福祉・医療等の関係部局において、災害時における連携・協力がスムーズに行えるような体制を構築する必要がある。

エ 応急仮設住宅等の提供について

応急仮設住宅とは災害により住家が全壊するなどして、住む場所を失った被災者に、仮の住まいを提供するものである。

その提供手段は、応急仮設住宅の建設を前提とするだけではなく、被災規模や被害状況、応急仮設住宅の建設用地の確保及び民間賃貸住宅の空き戸数の状況などを勘案した上で、民間賃貸住宅等の借上の活用を行うなど、その地域の被災者にとって適切な一時的な住居等の確保に向けて取り組まれない。

まず、応急仮設住宅の建設については、昨年5月に、国土交通省と連携して、平時からの事前の取組（建設候補地の選定、地域の実情に応じた標準仕様の設定、事業者との事前協定など）や、発災後の対応（必要戸数及び仕様の確定、発注から完成、引き渡しまでの流れなど）等を取りまとめたマニュアルを作成し、各自治体や関係団体に通知した。都道府県では本マニュアルを元に、大規模災害時には大量の設置が必要となる事態に備え、市町村と調整を図り、必要な準備をされたい。

また、民間賃貸住宅の借り上げを想定し、都道府県では管内業界団体と協定を結ぶなど、日頃から民間賃貸住宅の空き住戸の把握や、災害発生時の入居手続き等の確認をすることにより、早期の避難所解消に向けた取組を行うこと。なお、昨年12月に、国土交通省と連携して民間賃

貸住宅を活用するに当たっての、各団体との事前の協定例や、物件の確保及び提供についての具体的な手続きや留意事項をまとめた手引書を作成し、各自治体や関係団体に通知したので活用されたい。

オ 医療（救護班）について

災害が発生した場合には、必要に応じ速やかに救護班を編成・派遣し、災害のため医療の途を失った者に対して法による医療を実施する必要がある。

このため、災害発生直後の混乱期に、迅速に救護班の活動を開始できるよう、予め公立病院、国立病院機構、日本赤十字社等の協力を得て救護班を編成しておくとともに、地域医師会等との連携体制や救護班の活動を調整する仕組みを確立しておくようお願いしたい。

また、時間の経過とともに必要となる、心のケア、生活不活発病予防、口腔ケア等に必要な専門スタッフを加えるなど、被災地の医療需要に柔軟に対応できるような仕組みの構築をお願いする。

（２）災害救助法の運用について

大規模災害が発生した場合には、都道府県は広域的な調整機能を発揮することをより強く求められることから、特に次の事項に留意され平時より準備していただくとともに、災害時には主体となって迅速な対応を図られたい。

ア 法適用の判断について

法適用の決定については、基本的には市町村又は都道府県の区域内の人口に応じて適用の基準となる滅失世帯数を定められており、被害住家の数で判断することになっている。

しかしながら、この滅失世帯数に達しない場合であっても、多数の者が生命又は身体に危害を受けるおそれが生じ、継続的に救助を必要とするなど、住家被害等が十分な把握が出来ていない状況であっても法を適用することが可能である。

法の適用は都道府県が行うことから、指定都市及び中核市も含め市町村と同様、密接に連絡を取り、被害状況等を把握するよう努められたい。

＊ 4号適用の具体例（24年度例示）

- ・ 豪雨の継続により更なる土砂災害の発生のおそれ及び住民生活への影響
- ・ 大規模な竜巻の発生に伴う被害及び住民生活への影響
- ・ 川の堤防決壊による浸水予想及び住民生活への影響
- ・ 暴風雪による長期間の停電と住民生活への影響（暖を採る）

イ 応急救助の実施状況の把握について

法適用後においては、被害状況、法に基づく救助の実施状況を逐次把握し、情報提供を行うよう市町村に依頼するとともに、当室に対してもその内容について逐次情報提供されたい。

都道府県におかれては、救助に関する事務の一部を市町村に委任した場合には、応急救助の実施主体として、常に市町村に委任した事務の状況把握に努めるとともに、万一、市町村において事務の遂行上不測の事態が生じた場合等には、必要に応じて現地に職員を派遣して状況把握に努める等、適切な事務の遂行に努められたい。

なお、法による応急救助の実施に当たっては、法担当部局のみならず、消防、保健、福祉、住宅などの部局との役割分担及び連携方法を平常時において明確にされたいこと。

ウ 特別基準について

法による応急救助については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（平成12年3月31日厚生省告示第144号。以下「一般基準」という。）に基づき実施されているが、被害の状況等によっては、一般基準では対応できない場合もあるので、特別基準の設定が可能となっている。

特別基準を設定する場合の厚生労働省との協議は、まずは電話による協議で可能である。

エ 災害時要援護者への対応について

高齢者、障害者等の災害時要援護者の避難支援対策の推進については、災害による人的被害を軽減する上で、喫緊の課題である。

各市町村における災害時要援護者の避難支援対策の取り組み（避難支援プランの全体計画の策定、個別計画の策定、災害時要援護者名簿の整備等）と併せて、福祉避難所の必要数等についての把握を行うなど、一体的な推進を図りたいこと。

なお、現在、内閣府において、東日本大震災における災害時要援護者の避難状況を踏まえ、ガイドラインの見直しを含め災害時要援護者の避難支援についての検討を行っているところである。

オ 局地的な大雨

近年、局地的な大雨が各地で観測されている。このような局地的大雨は、急激に天候が変化し、非常に強い雨が降るため、降った雨が低い場所へ一気に流れ込み、急な河川の増水や冠水など、短時間でも大きな被害が発生するとともに、狭いエリアでの大雨のため、状況の把握が困難である。

悪天候時に、最新の気象情報を把握し、周辺の河川や冠水危険地域の状況等について、逐次情報収集を行うのは当然のこと、平時より情報収集手段、被害状況の把握方法等について再点検を行い、災害の発生時には、より迅速な情報収集と情報伝達が図られるよう、十分な準備をお願いしたい。

(参考) 床上浸水の被害認定について

- 床上浸水の被害認定については、内閣府より「浸水等による住家被害の認定について(平成16年10月28日政防第842号)」が発出されている。

カ 降積雪期における防災体制の強化

過去の自然災害をみると、降積雪期においては、雪下ろし等除雪作業

中の事故や雪崩による犠牲者が発生している状況にある。

大雪やなだれ、暴風雪等により住民の生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合は、災害救助法を適用することは可能である。特に、短期間の集中的な降雪により、そのまま放置すれば住宅や隣接する空き家が倒壊し住民に危害が及ぶおそれが生じた場合、要援護世帯など自らでは除雪を行うことができない世帯については、災害救助法による「障害物の除去」として、住宅等の除雪（雪下ろし等）を行うことが可能であるため、ご留意願いたい。

今期においても、大雪による災害の発生に十分注意を払い、発災のおそれが生じた場合には迅速な対応がなされるよう、態勢の整備を図りたい（平成24年12月17日付事務連絡参照）。

また、今後、春先に向けて気温が上昇することから、融雪によるなだれや洪水が発生する恐れもあるため、併せてご留意願いたい。

キ 災害救助対策事業について

本事業は、「セーフティネット支援対策等事業の実施について」（平成17年3月31日社援発第0331021号厚生労働省社会・援護局長通知）に基づき、法による応急救助の円滑な実施に資するため、都道府県が管内市町村の関係職員を対象とした実務的な研修や地域住民に対する広報・啓発等の基盤整備を行うものである。

このような事業趣旨と各自治体における災害対応時の経験、地域住民の要望等を踏まえ、地域の特性等に配慮した防災体制強化の観点から、被害の軽減、未然の防止をねらいとして、本事業を積極的に活用されたい。

なお、本事業は事業の趣旨に合う内容であれば、法担当部局以外の部局が実施する事業についても補助対象とすることとしているので、消防、保健、福祉、住宅などの関連部局間で連絡調整のうえ、十分な活用をお願いしたい。

(3) 災害弔慰金等について

災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付け及び貸付け後の債権管理については、市町村が迅速かつ的確に事務を遂行できるよう特段の配慮を願いたい。

災害弔慰金及び災害障害見舞金は、2以上の都道府県において災害救助法が適用された場合には、同一の災害により生じた被害で、法が適用されていない市町村の被害も支給対象となるので留意願いたい。

(4) 義援金について

日本赤十字社等（※）に寄せられた東日本大震災に係る義援金の配付に当たり、御尽力いただいていることに義援金配分割合決定委員会事務局として深く感謝申し上げます。

（※日本赤十字社、中央共同募金会、日本放送協会、NHK 厚生文化事業団）

現在、その配付状況は9割を超え概ね配付を終えているが、日本赤十字社等義援金受付団体では、募集期間を更に平成26年3月末まで延長したことから、「第3回義援金配分割合決定委員会（平成23年12月8日会合）」の決定に基づき、震災孤児・遺児等の被災者支援基金に積み立て配付するなど、その効果的な活用について十分議論し、メリハリのある配付をお願いしたい。

義援金については、厚生労働省において、昨年7月、東日本大震災における課題の検証とその対応策をまとめ、同年9月には、防災基本計画が修正され、地方公共団体に新たな取り組みが盛り込まれた。

【防災基本計画（抜粋）】

第2編 地震災害対策編

第10節 自発的支援の受入れ

2 国民等からの義援物資、義援金の受入れ

(2) 義援金の受入れ

地方公共団体は、日本赤十字社等の義援金収集体と配分委員会を組織し、義援金の使用について、十分協議の上、定めるものとする。その際、あらかじめ、基本的な配分方法を決定しておくなどして、迅速な配分に努めるものとする。また、被害が複数の都道府県に渡る広域災害時には、日本赤十字社等義援金収集体は、寄託された義援金を速やかに地方公共団体に配分すべきであることから、義援金の受付方法の工夫や配分基準をあらかじめ定めておくものとする。

※第3編（津波災害対策編）、第4編（風水害対策編）、第5編（火山災害対策編）、第6編（雪害対策編）、第15編（その他の災害に共通する対策編）に同様に記述

これらを踏まえ、昨年12月、各都道府県あて義援金の早期配付に向けた取組をお願いしたところであるが、震災時には、その配付が速やかに行われることが肝要であることから、自治体におかれては、基本的な配分方法（配分のルール）について、あらかじめ定めていただくよう積極的な取組をお願いしたい。

また、義援金の早期配付に向けた備えについて、自治体の取組状況を調査（別添資料参照）したところであるが、義援金の担当部署の決定、地域防災計画における義援金配分委員会の位置づけ及びその委員構成は、義援金を配付する過程で当然必要となり、都道府県はもちろんのこと、管内市区町村に対しても指導、支援をお願いしたい。

(5) 災害援護貸付金等の申請時の添付書類の取扱いについて

(総務省からの勧告を受けて)

平成25年3月1日付けで、総務省から「申請手続に係る国民負担の軽減等に関する実態調査結果に基づく勧告」（東日本大震災関連）が公表され、その中で「被災者の手続き負担の軽減」という観点から、当省所管の部分について、以下のとおり、勧告を受けたところである。

勧告3－(2)については、被災者から災害援護貸付金や義援金、住宅

の応急修理など被災者への支援を行う場合、罹災証明書や所得証明など、自治体の窓口でシステムや台帳等で確認できるものについては、省略が可能であるとしているところであるが、今回の勧告を踏まえ、あらためて管内市区町村等に再周知を図り、被災者の負担軽減に努められたい。

勧告3-(3)については、昨年12月に国土交通省と連携して、民間賃貸住宅の借上の活用の際しての留意事項等をまとめた手引き書を作成し、各自治体や関係団体に通知したところであるため、ご活用願いたい。

【申請手続に係る国民負担の軽減等に関する実態調査結果に基づく勧告（東日本大震災関連）】（抜粋）

3 被災者の手続き負担の軽減

(2) 被災者支援制度の申請に係る添付書類の削減

ア 市町村が申請窓口となる被災者支援制度

【所見】

① 市町村が適用を決定する災害義援金、災害援護貸付金、住宅の応急修理などの申請では、可能な限り、罹災証明書、住民票及び所得証明書の添付を省略すること。（厚生労働省）

イ マンションの応急修理

【所見】

したがって、厚生労働省は、住宅の応急修理の申請手続きについて、マンションの共用部分の応急修理申請の添付書類を削減する措置を講ずる必要がある。

(3) その他

イ 広域避難者に対する民間賃貸住宅の借上供与の円滑な実施

【所見】

したがって、厚生労働省は、都道府県の区域を越えた広域避難者の民間賃貸住宅の借上げの供与については、多数の都道府県が被災することを前提に、国があらかじめ実施方法を定める必要がある。

(6) 災害救助法等の所管業務に係る内閣府への移管について

災害救助法、災害弔慰金等の支給に関する法律、国民保護法（避難者の救援部分）について、厚生労働省から内閣府に移管する方向で準備を進めているところであるため、詳細は決まり次第、別途連絡する。

連 絡 事 項

1 社会福祉事業従事功労者に対する厚生労働大臣表彰について

社会福祉事業功労者に対する厚生労働大臣表彰については、社会福祉事業等に尽力し、その功績が特に顕著と認められる者に対し実施しているところであり、例年、都道府県、指定都市、中核市におかれては、候補者の推薦、被表彰者への連絡等種々の御協力を賜っているところである。

平成25年度の大臣表彰実施要領については、後日通知し、候補者の推薦依頼等を行いたいと考えているので、候補者の功績内容の精査及び氏名の確認等に特段の御協力をお願いする。

なお、推薦調書については、各表彰区分ごとの様式に基づき、平成25年7月末までにご提出いただくことを予定しているので、特段の御協力をお願いしたい。

(参考)

- 平成25年度全国社会福祉大会日程（予定）
 - ・開催日：平成25年11月15日（金）
 - ・場 所：日比谷公会堂（東京都千代田区日比谷公園内）

2 共同募金運動について

赤い羽根共同募金をはじめとした各募金運動は、地域の社会福祉事業者やボランティア団体等が行う社会福祉を目的とする事業活動を幅広く支援する仕組みとして、重要な役割を果たしている。しかしながら、募金額は平成7年度をピークとして減少傾向にある。

一方、少子・高齢化の進展に伴い、今後、福祉需要はますます増大、多様化していくことが予想される。

国民からの募金によって得られた貴い財源は、地域福祉の推進を図る社会福祉事業者やボランティア団体等の多様な活動を支える貴重な財源として、今後ますます重要性を増していくものとする。

各自治体におかれては、それぞれの募金運動の趣旨・目的を十分御理解いただき、今後とも、国民運動としての共同募金運動の活性化・推進に向けて、一層の御支援をお願いしたい。

○ 赤い羽根共同募金

- ① 赤い羽根共同募金については、募金運動を一層促進していくため、各都道府県共同募金会が体制強化を図ることができるよう、平成25年度までの間、集中的に取り組んでいる。

各自治体においても管内共同募金会の体制強化の取組みについて、側面支援をお願いしたい。

- ② 共同募金の増強を図るため、平成24年度は、1都6県（東京都、富山県、福井県、三重県、広島県、山口県及び沖縄県）において、共同募金運動の実施期間を10月1日から翌年3月31日までの6ヶ月間に延長して実施している。

今後、貴管内共同募金会が募金増のための期間延長の取組みを行う際には、当該地域における課題の設定や行政との役割分担などに関し、必要な相談支援をお願いしたい。

○ 災害ボランティア・NPO活動サポート募金（ボラサポ）

助成開始当初は緊急救援活動が多かったが、被災地の状況の変化により、徐々に生活支援活動及び復興支援活動に活動内容が変化してきている。

当該募金による支援活動は、被災地の被災者のみならず、県外被災者の抱える様々な課題解決に向けた支援活動として高く評価されている。

一方、中央共同募金会は、今後2カ年間継続して復興支援を行う予定であるが、寄付目標（50億円）を達成していないことから、今後の助成財源に不足を来すおそれがある。

各自治体におかれては、当該募金への協力・周知について御支援願いたい。

（参考）中央共同募金会の行う募金運動の内容

募金名	赤い羽根共同募金	ふるさとサポート募金 (ふるサポ)	災害ボランティア・ NPO活動サポート募金 (ボラサポ)
コンセプト (メッセージ)	じぶんの町を良くするしくみ	都道府県・市区町村まで指定して 募金できるしくみ	被災地を支える人を 支えるしくみ
目的	募金された地域の 社会福祉活動を支援	指定された都道府県や市区町村の 社会福祉活動を支援	災害支援活動を支援
ターゲット	地域住民	「ふるさと」を応援したい 都市住民	国内外の 被災地を応援したい人たち
ロゴマーク			
実施主体	47都道府県の共同募金会	中央共同募金会を通じて、 47都道府県の共同募金会へ	中央共同募金会
主な 寄付ルート	戸別募金・街頭募金 職域募金・学校募金他	Web・mobile	振込・Web

参 考 资 料

平成 25 年度予算（案）の概要

社会・援護局(社会)

平成25年度予算（案）	2兆9,826億円	※
平成24年度当初予算額	2兆9,452億円	
差 引	373億円	
	(対前年度伸率 1.3%)	

※ 復興庁計上分を含む。

主要事項

- 生活保護費負担金 2兆7,924億円 → 2兆8,224億円

- セーフティネット支援対策等事業費補助金 250億円
 - うち、生活保護の適正化対策等の推進 50億円
 - 生活困窮者に対する新たな支援体制の構築 30億円

- 災害救助費等負担金（東日本大震災分） 529億円

I 国民の信頼に応えた生活保護制度の構築

1 生活保護費負担金

2兆8,224億円

生活保護を必要としている人に対して適切に保護を行うため、生活保護制度に係る国庫負担に要する経費を確保する。

(1) 生活保護基準等の見直し

生活扶助基準について、社会保障審議会生活保護基準部会の検証結果を踏まえた年齢・世帯人員・地域差の3要素による影響を調整するとともに、平成20年以降の物価下落を勘案して見直す。その際、生活保護受給者や地方自治体への周知等に要する期間を考慮し、平成25年8月から3年程度で段階的に行うなどの激変緩和措置を講じる（国費への影響額は3年間で約670億円程度）。また、期末一時扶助の見直しを行う（国費への影響額は70億円程度）。

また、受給者の自発的な就労に対する取組みを促す観点から、就労支援プログラム等への参加など、その活動内容が積極的と認められる者に対して、その活動に要する経費等も踏まえ、一定の手当を新たに創設する。

(2) 生活保護制度の見直し等

生活扶助基準等の見直しと併せ、不正受給対策の徹底、後発医薬品の原則化を含む医療扶助の適正化などの生活保護制度の見直しや、生活保護受給者を含めた生活困窮者の自立・就労支援等を強化するための生活困窮者対策に総合的に取り組む。

※ 生活保護制度の見直し等に併せ、地方交付税算定上の標準団体におけるケースワーカー数や嘱託医手当等を増やし、福祉事務所の体制強化に取り組む。

- ・ ケースワーカー（平成25年度）

都道府県（町村部人口20万人の場合） 22人（対前年度+3人）

市（人口10万人の場合） 15人（対前年度+2人）

- ・ 嘱託医手当等（平成25年度）

都道府県（町村部人口20万人の場合） 7,071千円（対前年度+3,092千円）

市（人口10万人の場合） 2,117千円（対前年度+ 927千円）

2 保護施設事務費負担金

278億円

保護施設の運営費に必要な経費を負担する。

また、精神障害等を抱えた生活保護受給者の地域移行を図る観点から、アパート等を利用した事業等の充実を図るため、利用者数の要件を緩和する。

3 生活保護指導監査委託費

20億円

Ⅱ 生活保護の適正化及び生活困窮者の自立・就労支援等の推進

1 生活保護の適正化対策等の推進【一部新規】 50億円 【セーフティネット支援対策等事業費補助金】

子どもの貧困対策支援の充実を図るため、生活保護世帯の親子への養育相談・学習支援などを実施するとともに、生活保護世帯の子どもが日常生活上の支援を受けられる居場所の確保や就労体験の機会を提供する。

また、生活保護受給者の居住支援（地域での見守りと併せて代理納付を活用した住宅扶助の適正化等）を積極的に促進するなど、生活保護の適正化対策等を推進する。

2 生活困窮者に対する新たな支援体制の構築【新規】 30億円 【セーフティネット支援対策等事業費補助金】

生活困窮者が困窮状態から脱却し、安心した暮らしができるよう、自治体において支援者の状態に応じた各種支援策を実施するとともに、それらを早期かつ包括的に提供するため、相談支援体制の構築を図るモデル事業を実施する。

Ⅲ 「社会的包容力」の構築

1 安心生活基盤構築事業の実施【新規】 【セーフティネット支援対策等事業費補助金 250億円の内数】

従来の地域福祉関連事業を集約化して組み替え、誰もが安心して生活できる基盤を構築するため、住民参加による地域づくりや基本的な生活支援、権利擁護の推進や社会との繋がりを持つ機会を創出するための居場所づくりなどの事業を総合的に実施する。

2 寄り添い型相談支援事業の実施【新規】 10億円 【セーフティネット支援対策等事業費補助金】

生きにくさや暮らしにくさを抱える方々がいつでもどこでも相談ができ、誰でも適切な支援を迅速に受けられるようにするため、問題を抱える方々の悩みを傾聴し、実施機関の紹介や必要に応じた寄り添い支援などを行う。

（東日本大震災被災3県では被災者支援として別途実施）

3 ひきこもり対策推進事業の拡充【一部新規】 【セーフティネット支援対策等事業費補助金 250億円の内数】

ひきこもり対策をより一層推進するため、ひきこもりの人やその家族に対するきめ細かで継続的な相談支援や早期の把握が可能となるよう、新たに「ひきこもりサポーター」を養成し、市町村でひきこもりサポーター派遣事業を実施する。

IV 災害救助法による災害救助等

1 災害救助費等負担金（東日本大震災分） 529億円

東日本大震災による被災者の方々に供与している応急仮設住宅の延長などに伴う経費を負担する。

2 寄り添い型相談支援事業の実施（被災地実施分） 5億円

東日本大震災発災後、被災地で生きにくさや暮らしにくさを抱える方々がいつでもどこでも相談ができ、誰でも適切な支援を迅速に受けられるようにするため、問題を抱える方々の悩みを傾聴し、実施機関の紹介や必要に応じた寄り添い支援などを行う。

V 経済連携協定の円滑な実施（外国人介護福祉士候補者への支援）

1 外国人看護師・介護福祉士受入支援事業の実施 57百万円

経済連携協定（EPA）に基づき入国する外国人介護福祉士候補者を円滑かつ適正に受け入れるため、介護導入研修を行うとともに受入施設に対する巡回指導・相談及び受入施設の研修担当者に対する説明会等を行う。

2 外国人介護福祉士候補者に対する学習支援の実施

（1）外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業の補助経費の拡充 事項要求 【セーフティネット支援対策等事業費補助金 250億円の内数】

外国人介護福祉士候補者を受け入れた個々の施設が実施する日本語や介護分野の専門知識等の学習及び学習環境の整備に対する支援を行う。

また、新たに、学習支援に必要な備品購入費等を補助対象経費に追加する。

（2）外国人介護福祉士候補者学習支援事業の実施 108百万円

VI 福祉・介護人材確保対策の推進

1 福祉・介護人材の確保の推進

- | | |
|---|-------|
| (1) 中央福祉人材センター運営事業費 | 35百万円 |
| (2) 福利厚生センター運営事業費 | 46百万円 |
| (3) 介護職員等によるたん吸引等の研修の実施
【セーフティネット支援対策等事業費補助金 250億円の内数】 | |

介護保険施設や障害者関係事業所等で喀痰吸引等業務を行う介護職員等を養成するため、都道府県レベルで研修を実施する。

2 指導的福祉人材の養成等

- | | |
|-----------------------|--------|
| (1) 社会事業学校経営委託費等 | 369百万円 |
| (2) 社会福祉職員研修センター経営委託費 | 36百万円 |

VII 社会福祉施設等に対する支援

1 独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付事業等

- | | |
|----------|---------|
| ① 貸付枠の確保 | |
| ・資金交付額 | 4,573億円 |
| ・福祉貸付 | 2,515億円 |
| ・医療貸付 | 2,058億円 |

② 福祉貸付事業における貸付条件の改善等

- ・都市部における社会福祉施設等の整備に係る融資条件の優遇措置
- ・国有地等の定期借地権制度を活用した社会福祉施設等の整備に係る融資条件の優遇措置
- ・再生可能エネルギー等施設整備事業に係る融資条件の優遇措置
- ・障害者自立支援基盤整備事業で対象となっていた整備種別に係る融資条件の優遇措置
- ・児童養護施設等の家庭的養護への転換の対象となる整備に係る融資条件の優遇措置等

(参考) 【平成24年度補正予算案】

- ・社会福祉施設及び医療施設の高台移転に係る融資条件の優遇措置 等

2 社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金 250億円

社会福祉施設の職員等が退職した場合に当該退職職員に対し退職手当金を支給するために要する経費を補助する。

3 社会福祉振興助成費補助金 17億円

政策動向や国民ニーズを踏まえ、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう支援することを目的に、民間の創意工夫ある事業に対し助成を行う。

また、災害時に災害弱者（高齢者・障害者など支援が必要な方々）に対し緊急的に対応を行えるよう、民間事業者、団体などの広域的な福祉支援ネットワークを構築し、災害対策の強化を図る。

(参考) 【平成24年度補正予算案】

○ 社会福祉施設の耐震化等整備の推進 143億円

(1) 社会福祉施設の耐震化等整備の推進 97億円 (社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金の積み増し・延長)

自力避難が困難な障害者や児童の入所施設の耐震化などの防災対策を推進するとともに、被災地において福祉サービスの提供や地域コミュニティの再生を支援する共生型福祉施設を整備するため、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金を積み増し、実施期限を一年延長する。

(2) 社会福祉施設等の耐震化等のための低利融資 46億円 (（独）福祉医療機構への政府出資金)

社会福祉施設や医療施設の耐震化等整備を推進するため、（独）福祉医療機構が低金利かつ長期の貸付を行うことにより設置者の自己負担を軽減できるよう、政府出資により同機構の財務基盤を強化する。

平成25年度社会・援護局関係主要行事予定＜社会関係＞

月	行 事	開催場所	所 管	備 考
4月				
5月	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護新任査察指導員・新任指導職員基礎研修会 生活保護法施行事務監査に係る生活保護指導職員会議 災害救助担当者全国会議 	東京都 東京都 厚生労働省	自立推進・指導監査室 自立推進・指導監査室 災害救助・救援対策室	5月8日～10日 5月22日～24日 5月下旬
6月				
7月	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護担当ケースワーカー全国研修会 	東京都	保護課	7月10日～12日
8月	<ul style="list-style-type: none"> 全国生活保護査察指導員研修会 	東京都	自立推進・指導監査室	8月下旬
9月				
10月	<ul style="list-style-type: none"> 共同募金運動 第82回全国民生委員児童委員大会 	全 国 千葉県	総務課 地域福祉課	10月～12月 10月10日～11日
11月	<ul style="list-style-type: none"> 福祉人材確保重点実施期間 介護の日 全国社会福祉大会 第22回全国ボランティアフェスティバル高知 	全 国 全 国 日比谷公会堂 高知県	福祉基盤課 福祉基盤課 総務課 地域福祉課	11月4日～17日 11月11日 11月15日 11月23日～24日
12月				
1月	<ul style="list-style-type: none"> 全国厚生労働関係部局長会議 社会福祉士・介護福祉士国家試験（筆記試験） 	厚生労働省 全国各会場	厚生労働省 福祉基盤課	1月中旬 1月下旬
2月				
3月	<ul style="list-style-type: none"> 社会・援護局関係主管課長会議 生活保護関係全国係長会議 介護福祉士国家試験（実技試験） 	厚生労働省 厚生労働省 全国各会場	総務課 保護課 福祉基盤課	3月上旬 3月上旬 3月上旬

[参考資料3]福祉避難所指定状況(平成24年9月末時点)

都道府県名	調査時点	市町村数	指定済市町村数	指定割合	都道府県名	年度	市町村数	指定済市町村数	指定割合
1北海道	平成24年9月末	179	47	26.3%	25滋賀	平成24年9月末	19	11	57.9%
	平成23年3月末	179	28	15.6%		平成23年3月末	19	8	42.1%
2青森	平成24年9月末	40	10	25.0%	26京都	平成24年9月末	26	22	84.6%
	平成23年3月末	40	5	12.5%		平成23年3月末	26	14	53.8%
3岩手	平成24年9月末	33	10	30.3%	27大阪	平成24年9月末	43	28	65.1%
	平成23年3月末	34	12	35.3%		平成23年3月末	43	26	60.5%
4宮城	平成24年9月末	35	22	62.9%	28兵庫	平成24年9月末	41	29	70.7%
	平成23年3月末	35	24	68.6%		平成23年3月末	41	23	56.1%
5秋田	平成24年9月末	25	11	44.0%	29奈良	平成24年9月末	39	13	33.3%
	平成23年3月末	25	4	16.0%		平成23年3月末	39	11	28.2%
6山形	平成24年9月末	35	6	17.1%	30和歌山	平成24年9月末	30	18	60.0%
	平成23年3月末	35	5	14.3%		平成23年3月末	30	13	43.3%
7福島	平成24年9月末	59	12	20.3%	31鳥取	平成24年9月末	19	8	42.1%
	平成23年3月末	59	7	11.9%		平成23年3月末	19	5	26.3%
8茨城	平成24年9月末	44	17	38.6%	32島根	平成24年9月末	19	12	63.2%
	平成23年3月末	44	11	25.0%		平成23年3月末	21	4	19.0%
9栃木	平成24年9月末	26	11	42.3%	33岡山	平成24年9月末	27	11	40.7%
	平成23年3月末	27	10	37.0%		平成23年3月末	27	3	11.1%
10群馬	平成24年9月末	35	23	65.7%	34広島	平成24年9月末	23	10	43.5%
	平成23年3月末	35	17	48.6%		平成23年3月末	23	7	30.4%
11埼玉	平成24年9月末	63	39	61.9%	35山口	平成24年9月末	19	17	89.5%
	平成23年3月末	64	30	46.9%		平成23年3月末	19	15	78.9%
12千葉	平成24年9月末	54	20	37.0%	36徳島	平成24年9月末	24	24	100.0%
	平成23年3月末	54	13	24.1%		平成23年3月末	24	14	58.3%
13東京	平成24年9月末	62	55	88.7%	37香川	平成24年9月末	17	16	94.1%
	平成23年3月末	62	51	82.3%		平成23年3月末	17	15	88.2%
14神奈川	平成24年9月末	33	26	78.8%	38愛媛	平成24年9月末	20	13	65.0%
	平成23年3月末	33	27	81.8%		平成23年3月末	20	10	50.0%
15新潟	平成24年9月末	30	17	56.7%	39高知	平成24年9月末	34	15	44.1%
	平成23年3月末	30	15	50.0%		平成23年3月末	34	6	17.6%
16富山	平成24年9月末	15	10	66.7%	40福岡	平成24年9月末	60	60	100.0%
	平成23年3月末	15	4	26.7%		平成23年3月末	60	31	51.7%
17石川	平成24年9月末	19	16	84.2%	41佐賀	平成24年9月末	20	10	50.0%
	平成23年3月末	19	10	52.6%		平成23年3月末	20	8	40.0%
18福井	平成24年9月末	17	15	88.2%	42長崎	平成24年9月末	21	9	42.9%
	平成23年3月末	17	14	82.4%		平成23年3月末	21	7	33.3%
19山梨	平成24年9月末	27	25	92.6%	43熊本	平成24年9月末	45	30	66.7%
	平成23年3月末	27	25	92.6%		平成23年3月末	45	10	22.2%
20長野	平成24年9月末	77	41	53.2%	44大分	平成24年9月末	18	18	100.0%
	平成23年3月末	77	39	50.6%		平成23年3月末	18	10	55.6%
21岐阜	平成24年9月末	42	31	73.8%	45宮崎	平成24年9月末	26	13	50.0%
	平成23年3月末	42	24	57.1%		平成23年3月末	26	4	15.4%
22静岡	平成24年9月末	35	34	97.1%	46鹿児島	平成24年9月末	43	21	48.8%
	平成23年3月末	35	34	97.1%		平成23年3月末	43	13	30.2%
23愛知	平成24年9月末	54	40	74.1%	47沖縄	平成24年9月末	41	18	43.9%
	平成23年3月末	57	31	54.4%		平成23年3月末	41	19	46.3%
24三重	平成24年9月末	29	17	58.6%	全国合計	平成24年9月末	1,742	981	56.3%
	平成23年3月末	29	12	41.4%		平成23年3月末	1,750	728	41.6%

福祉避難所指定施設別内訳(平成24年9月末時点)

都道府県名	高齢者施設	障害者施設	児童福祉施設	その他社会福祉施設	特別支援学校	小中学校・高校	公民館	公的宿泊施設	その他	合計
1北海道	157	84	0	20	2	120	43	5	22	453
2青森	147	40	0	2	0	6	0	0	1	196
3岩手	59	15	0	5	0	0	0	0	1	80
4宮城	174	23	0	7	0	0	0	1	4	209
5秋田	143	28	0	7	5	2	0	0	5	190
6山形	32	0	1	1	0	0	6	0	51	91
7福島	40	4	0	4	0	3	2	0	14	67
8茨城	51	4	60	11	1	5	16	0	27	175
9栃木	62	2	0	5	0	93	18	0	72	252
10群馬	64	49	4	22	0	8	3	0	7	157
11埼玉	293	35	13	16	11	1	70	0	14	453
12千葉	143	47	9	7	5	0	33	0	96	340
13東京	446	170	124	37	37	9	33	0	180	1,036
14神奈川	497	259	59	142	5	0	38	22	28	1,050
15新潟	94	26	4	8	0	0	0	0	10	142
16富山	85	7	0	5	4	0	0	0	3	104
17石川	186	32	5	6	0	0	0	1	6	236
18福井	123	22	16	5	0	0	0	0	5	171
19山梨	101	34	2	31	0	0	3	0	11	182
20長野	154	32	16	19	5	3	29	0	43	301
21岐阜	206	40	25	39	1	34	11	0	39	395
22静岡	421	88	36	14	10	0	1	1	15	586
23愛知	309	125	37	22	3	0	28	3	22	549
24三重	269	33	3	22	0	1	1	0	2	331
25滋賀	41	21	46	12	0	21	13	0	22	176
26京都	170	56	24	2	5	0	0	1	15	273
27大阪	228	77	6	12	0	0	4	0	13	340
28兵庫	216	20	2	254	1	4	5	1	20	523
29奈良	33	3	5	13	0	2	2	0	21	79
30和歌山	63	15	1	12	0	5	2	1	3	102
31鳥取	27	1	12	3	0	0	0	0	2	45
32島根	59	12	0	18	2	0	8	3	12	114
33岡山	36	0	0	6	0	0	0	0	2	44
34広島	98	32	2	0	0	0	0	1	6	139
35山口	60	12	0	3	2	0	2	1	21	101
36徳島	71	15	0	1	0	0	2	1	0	90
37香川	102	13	0	2	1	0	0	0	0	118
38愛媛	78	14	0	12	0	0	3	0	7	114
39高知	26	25	0	9	1	0	0	0	1	62
40福岡	157	66	5	61	0	0	57	0	24	370
41佐賀	39	8	0	16	0	0	3	0	7	73
42長崎	106	9	0	9	0	0	2	0	8	134
43熊本	73	9	3	14	0	0	9	0	15	123
44大分	157	39	1	15	1	0	4	0	11	228
45宮崎	21	3	1	8	0	0	4	1	1	39
46鹿児島	70	14	7	10	0	20	8	0	20	149
47沖縄	24	1	17	16	0	6	3	3	2	72
全国合計	6,211	1,664	546	965	102	343	466	46	911	11,254
	55.2%	14.8%	4.9%	8.6%	0.9%	3.0%	4.1%	0.4%	8.1%	100.0%
(参考) 平成23年3月末	3,818	954	469	784	70	290	411	41	709	7,546
	50.6%	12.6%	6.2%	10.4%	0.9%	3.8%	5.4%	0.5%	9.4%	100.0%

〔参考資料4〕義援金の早期配分に係る取組状況(都道府県分)

(平成25年2月8日現在)

	義援金の担当部署が決まっているか。	地域防災計画に義援金配分委員会の設置が位置づけられているか。	義援金配分委員会の委員が役職等により具体的に決まっているか。	
1	北海道	○	○	△
2	青森県	○	○	×
3	岩手県	○	○	△
4	宮城県	○	○	○
5	秋田県	○	○	○
6	山形県	○	○	○
7	福島県	○	○	△
8	茨城県	○	○	○
9	栃木県	○	○	○
10	群馬県	○	○	○
11	埼玉県	○	△	△
12	千葉県	○	○	×
13	東京都	○	○	○
14	神奈川県	○	○	×
15	新潟県	○	○	×
16	富山県	○	○	×
17	石川県	○	○	○
18	福井県	○	○	×
19	山梨県	○	○	×
20	長野県	○	○	×
21	岐阜県	○	○	○
22	静岡県	○	○	△
23	愛知県	○	○	△
24	三重県	○	○	×
25	滋賀県	○	×	×
26	京都府	○	○	×
27	大阪府	○	×	×
28	兵庫県	○	○	○
29	奈良県	○	○	×
30	和歌山県	○	○	×
31	鳥取県	○	○	×
32	島根県	○	○	×
33	岡山県	○	○	×
34	広島県	○	○	○
35	山口県	○	○	×
36	徳島県	○	○	×
37	香川県	○	○	×
38	愛媛県	○	○	×
39	高知県	○	○	○
40	福岡県	○	○	○
41	佐賀県	○	○	△
42	長崎県	○	○	×
43	熊本県	○	○	○
44	大分県	○	○	○
45	宮崎県	○	○	○
46	鹿児島県	○	○	○
47	沖縄県	○	○	×
○=措置済	47	44	17	
△=検討中	0	1	7	
×=無	0	2	23	

義援金の早期配分に係る取組状況(市区町村分)

(平成25年2月8日現在)

		義援金の担当部署が決まっているか。			地域防災計画に義援金配分委員会の設置が位置づけられているか。			義援金配分委員会の委員が役職等により具体的に決まっているか。			市区町村数
		有	検討中	無	有	検討中	無	有	検討中	無	
1	北海道	126	9	44	39	26	114	6	27	146	179
2	青森県	35	5	0	40	0	0	1	0	39	40
3	岩手県	28	2	3	11	9	13	12	7	14	33
4	宮城県	31	4	0	21	5	9	18	6	11	35
5	秋田県	19	1	5	14	1	10	1	3	21	25
6	山形県	32	1	2	28	2	5	10	8	17	35
7	福島県	46	3	10	30	10	19	6	15	38	59
8	茨城県	40	2	2	25	5	14	15	3	26	44
9	栃木県	25	1	0	21	2	3	12	4	10	26
10	群馬県	22	4	9	10	3	22	2	2	31	35
11	埼玉県	56	2	5	22	13	28	1	15	47	63
12	千葉県	49	4	1	18	8	28	7	7	40	54
13	東京都	53	7	2	49	4	9	0	11	51	62
14	神奈川県	26	5	2	13	4	16	3	5	25	33
15	新潟県	28	2	0	25	2	3	13	2	15	30
16	富山県	12	0	3	7	2	6	1	3	11	15
17	石川県	16	2	1	13	3	3	4	4	11	19
18	福井県	調 査 中									
19	山梨県	22	3	2	11	3	13	2	4	21	27
20	長野県	64	6	7	46	8	23	3	17	57	77
21	岐阜県	40	2	0	26	11	5	15	10	17	42
22	静岡県	31	4	0	20	13	2	3	26	6	35
23	愛知県	49	3	2	33	2	19	4	5	45	54
24	三重県	26	1	2	2	1	26	3	2	24	29
25	滋賀県	調 査 中									
26	京都府	25	0	1	9	2	15	1	2	23	26
27	大阪府	40	1	2	12	1	30	5	1	37	43
28	兵庫県	39	0	2	26	1	14	10	1	30	41
29	奈良県	37	1	1	22	1	16	8	3	28	39
30	和歌山県	30	0	0	12	4	14	7	5	18	30
31	鳥取県	18	1	0	1	5	13	0	4	15	19
32	島根県	15	3	1	2	3	14	0	3	16	19
33	岡山県	22	4	1	12	4	11	2	4	21	27
34	広島県	22	0	1	19	0	4	2	0	21	23
35	山口県	18	0	1	14	4	1	5	5	9	19
36	徳島県	21	1	2	6	3	15	2	4	18	24
37	香川県	16	0	1	3	4	10	0	3	14	17
38	愛媛県	14	3	3	7	3	10	1	2	17	20
39	高知県	24	7	3	14	16	4	6	22	6	34
40	福岡県	45	8	7	29	6	25	12	8	40	60
41	佐賀県	16	1	3	0	5	15	0	5	15	20
42	長崎県	16	2	3	7	3	11	0	2	19	21
43	熊本県	40	1	4	13	1	31	7	1	37	45
44	大分県	18	0	0	11	1	6	6	4	8	18
45	宮崎県	20	1	5	15	5	6	4	5	17	26
46	鹿児島県	33	6	4	16	8	19	11	10	22	43
47	沖縄県	26	6	9	5	7	29	1	6	34	41
	合 計	1431	119	156	779	224	703	232	286	1188	1706

